

協議事項の検討状況

資料 2

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
1	A	—	8月3日	8月18日	8月25日	広域化の方式	広域化の方式として、一部事務組合方式、広域連合方式、事務委託方式を検討した結果、広域連合方式については、事務的難易度が高いこと。事務委託方式については、4市1町が対等な立場での消防の広域化という趣旨に反することから、現尾三消防組合の構成市町に豊明市及び長久手市が新たに加わる「一部事務組合」方式が最も合理的である。
2	A	—	8月3日	8月18日	8月25日	共同処理事務	現在の尾三消防組合が共同処理している事務を基本とするとの共通認識のもと、消防団及び消防水利に関する事務の取扱いについて検討した結果、広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。 (1)消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務は除く) (2)火薬類取締法に基づく事務 (3)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務 なお、消防団及び消防水利に関する事務については、構成市町が事務を執ることとなるため、相互の協力体制を確立する。
3	A	—	8月3日	8月18日	8月25日	広域化のスケジュール	広域化の目標期日を平成30年4月1日とし、計画的に協議を進めていくものとする。
4	A	—	—	10月4日		組合・消防本部の名称	広域化時は、現在の尾三消防組合・尾三消防本部を継承し、組合の名称については、広域化後に新たな組織で検討する。
5	A	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	消防本部の位置	現在の尾三消防本部(愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地)を広域化後の消防本部の位置とする。
6	A	3月8日	9月25日	10月11日		消防本部・消防署の組織	消防組合に組合事務局及び消防本部を置く。 組合事務局は、管理者直轄の上、消防本部と並立した組織とし、組合事務局に総務課を置く。 消防本部は、1本部、5消防署、3出張所とし、消防本部に消防課、予防課、指令課及び特別消防隊を置き、日進消防署、みよし消防署及び豊明消防署に警防課、予防課及び出張所を、東郷消防署及び長久手消防署に、警防課及び予防課を置く。 なお、消防組合の運営に関するガバナンス機能を十分に果たすため、構成市町の首長で構成する「豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町首長協議会」を、新たに設置する。この協議会では、消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算等の協議を行うこととする。
7	A	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	消防本部の権限	広域化に伴う管轄区域及び組織の拡大によって、住民サービスが低下することのないよう、現在の尾三消防本部の例を基本に新たに加わる豊明市及び長久手市の消防署においても許認可や各種申請・届出の処理ができることとする。
8	A	3月9日	4月24日	7月5日	8月7日	部隊運用等	現在の尾三消防本部警防規程に基づく災害種別毎の出動車両及び出動車両数を基本とする。
9	A	4月13日	4月24日	7月5日	8月7日	指令センター運用	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センターを新組織の指令課として運用する。 人員については、新組織決定後に調整することとするが、現在の指令センターの人員(19名)を維持する。ただし、指令業務の安定運用を考慮すると、指令課長以下20名体制(日勤2名、交代勤務員18名)が望ましいと考える。
10	A	3月9日	9月25日	10月4日		署所配置	広域化時の消防署所の配置(位置)は、「消防力適正配置等調査」の結果、現在の配置が概ね良好な位置とされていることから、現状の位置を維持するものとする。 なお、将来において、各市町の人口推移、社会情勢に著しい変化(大規模開発等)が生じた場合は、消防需要の変化に十分配慮して署所の配置を検討する。
11	A	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	消防署等の名称	消防署の名称は、日進消防署、みよし消防署、東郷消防署、豊明消防署及び長久手消防署とする。出張所の名称は、日進消防署 西出張所、みよし消防署南出張所、豊明消防署南部出張所とする。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
12	A	3月9日	9月25日	10月4日		消防署所の管轄区域	広域化時の消防署所の位置を基本に、それぞれ所在する市町の行政区域を管轄区域とする。 出動区域は、出動区分別に、市町境界に関係なく災害地点に最も近い署所からの出動を原則に指定することとする。 また、愛知県下高速道路における消防相互応援協定に定める高速道路区間についても同様とする。
13	A	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	勤務形態及び勤務時間	現在の尾三消防組合の例に統合する。なお、勤務形態及び時間は次のとおりとする。 毎日勤務者は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分勤務とする。 交替制勤務者は、勤務・非番・週休を繰り返す単純3交替制とし、勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの1勤務あたり15時間30分とする。
14	A	3月8日	4月27日	10月11日		職員定数	平成29年4月1日現在の尾三消防組合、豊明市及び長久手市の消防職員の条例定数の和(352人)をもって広域化時の消防職員定数とする。 なお、広域化後に定員適正化計画を策定し、適正な実配置人員を決定していく。
15	A	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	採用計画	新組織の定員適正化計画に基づき職員の採用計画を決定する。なお、広域化当初に係る当面の採用計画については、広域化前に策定する。
16	A	—	—	10月11日		職員配置	事務部門の統合により効率化された人員を警防部門及び予防部門へ配置することにより、現在の消防体制と比較して消防力(警防・予防)が向上するよう充実強化を図るものとする。 特に、警防部門については、消防・救急需要の状況に十分配慮した職員の再配置を行う。 また、日進、長久手地区の救急隊の増隊を広域化時又は広域化後3年を目途に行う。
17	A	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	議員定数	対等な立場での消防の広域化であることを踏まえ、構成市町を同じにする愛知中部水道企業団の議員定数と同様に、各構成市町から3人とした15名をもって定数とすることが、望ましいと考える。
18	A	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	議員選挙方法	構成市町の議員選出方法によって選出する。
19	A	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	議会運営	議会運営については、現在の尾三消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定することが望ましいと考える。 議会運営委員会の委員数は、5人とし、各市町1人を選出するのが望ましいと考える。
20	A	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	監査委員	監査委員の定数は、地方自治法第195条の規定により2名とし、選出区分については、同法第196条の規定により「議員選出」及び「識見を有する者」からそれぞれ1名ずつとする。 なお、「識見を有する者」として選出される監査委員は、構成市町の推薦によって選出されることとし、「議員選出」として選出される監査委員は、一部事務組合議会議員の中から選出することとする。
21	A	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	公平委員会	愛知県に公平委員会の事務を委託することとする。
22	A	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	任用	現在の豊明市及び長久手市の職員は、一旦退職手続のうえ、新組織の職員として任用する。 なお、勤務継続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。
23	A	—	9月25日	10月4日		給料	使用する給料表は、行政職給料表(一)とし、8級制とする。広域化時の給料は、職責に応じた級に格付けの上、広域化直前に支給されていた各職員の給料月額を基礎として、不利益が生じないよう号給を決定する。決定にあたっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に格付けることを原則とし、平等取扱いの観点から調整が必要な場合は個別に対応する。 なお、豊明市消防職員の給料調整額については、5年間の経過措置を設ける。経過措置は、平成30年3月31日時点の給料額(調整給を含む。)を現給保障額として取り扱うものとし、その費用は、豊明市が負担をする。
24	A	—	9月25日	10月4日		諸手当等	広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額(率)とする。 決定にあたっては、国の基準及び現在の尾三消防組合の制度に基づき決定する。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
25	A	—	9月25日	10月4日		職名及び階級	豊明市及び長久手市の職員にあつては、新たに組合消防に任用されることとなるので、前歴を考慮し、現尾三消防組合の職制に合わせて、然るべき職名及び階級を付与する。 ただし、他の職員との均衡上、特に調整の必要があると認められる場合は、個別に対応するものとする。 なお、広域化時の職名及び階級については、原則として広域化前の職名及び階級を保障するものとする。
26	A	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	教育訓練・研修等	現在、3消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織規模に応じて統合して実施する。
27	A	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	貸与物品	貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、当該物品の貸与期間が満了するまで、又は、一定の猶予期間を設けて引き続き使用できることとし、順次統一を図る。
28	A	3月9日	4月24日	10月11日		消防力整備計画	消防力整備計画については、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据え、広域化後の施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新等、広域化に伴うスケールメリットによる消防力の強化を目的とし、広域化後早期に策定する。 なお、新組織における当面の消防車両等の整備計画については、広域化前に策定する。
29	A	4月13日	4月24日	7月5日	8月7日	通信施設	通信施設の機器は、現行の施設(指令センター、各署所及び車両の指令系機器並びに無線機器)を継続して使用することとし、広域化に対応するための指令系機器及び無線機器のプログラム改修については、必要最小限の範囲で行うこととする。なお、現在、豊明市消防本部及び長久手市消防本部が運用している通信施設(愛知県高度情報通信ネットワーク、愛知県広域災害・救急医療情報システム等)は尾三消防本部に統合し運用する。
30	A	10月11日	10月31日	11月21日	12月19日	消防水利	水利事務については、構成市町の所管とする。 豊明市及び長久手市については、水利事務を市役所防災部局が初めて取り扱うこととなるため、連携を図ることとする。
31	A	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	電算システム	現在の尾三消防組合のシステムを基本に豊明市及び長久手市に必要なクライアント数を追加して環境整備を行うこととする。なお、ネットワーク回線については、現在の署所間ネットワークを活用して拡張して構築することとする。
32	A	—	9月25日	10月4日		経費の負担方法	経費の負担方法については、広域化後3年間は、各消防本部の常備消防に係る公債費を除く経常経費の平成28年度決算額の比率を基に各構成市町が負担することとし、経費の著しい増額を抑制する。 広域化後4年目以降は、指標による按分に変更することとし、按分する指標については、均等割・面積割・直近3年間の救急件数割・消防費に係る基準財政需要額割の4つを用いることとする。 ただし、各指標の比率については、広域化後に各市町の情勢等を踏まえ協議のうえ決定する。 なお、各比率によって負担することが不適当な経費が生じた場合は、協議のうえ負担方法を決定する。
33	A	—	9月25日	10月4日		財産の取扱い	豊明市及び長久手市の常備消防に関する消防施設、消防車両、資機材等については、新組織に無償譲渡することを基本とし、消防用地については、各市の所有とし新組織に無償貸与する。 ただし、無償譲渡とした財産に関する大規模な修繕等、通常の維持管理の範囲を超える取扱いについては、その都度、協議する。
34	A	1月23日	2月2日	3月3日	3月30日	債務の取扱い	広域化前の債務は新組織に引き継がないこととする。広域化後の債務は新組織が負担することとする。
35	A	1月11日	1月24日	3月3日	3月30日	消防団との協力体制	消防団が行う訓練等については、各消防署が支援することとする。 消防団の関係する行事等については、これまでの歴史や伝統、消防団とのつながりを考慮し、協力体制を継続していくことが望ましいため、各消防署が支援する。 また、広域化後にあつては、各構成市町の消防団担当部局へ組合職員を派遣することとする。 特に、豊明市及び長久手市については、市役所が初めて行う事務であるため、連携体制を強化することとする。 尾三消防連絡協議会(みよし市、日進市及び東郷町の消防団連絡協議会)について、再編を行う。
36	A	3月9日	4月24日	7月5日	8月7日	消防団との災害時の連携	災害時の消防団の出動要請は、各構成市町の消防団担当部局を通して養成することとし、現場活動については、各消防署が対応することとする。各市町が整備している消防団の通信機器等については、継続使用する。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
37	A	10月11日	10月31日	11月21日	12月19日	災害対策本部との連携	現在の尾三消防組合の体制に統合し、各市町の災害対策本部設置時に消防連絡員を派遣し、各地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。 なお、災害の規模等により臨機応変に対応できるよう検討する。
38	A	1月11日	1月24日	3月3日	3月30日	防災部局との連携	各構成市町の防災部局に職員(消防団事務兼務)を派遣することとし、防災、国民保護等について調整を図るとともに各市町関係部局とより密接な連携体制を構築する。 また、各市町の防災会議及び国民保護協議会の委員について、広域化前に調整する。
39	A	5月22日	9月25日	10月4日		消防協力団体との連携	消防協力団体との連携については、次のとおりとする。 1 危険物安全協会 現在の各団体の事業を継続することとし、広域化後の各危険物安全協会に係る事務は、尾三危険物安全協会は消防本部予防課、豊明市危険物安全協会は豊明消防署予防課、長久手市危険物安全協会は長久手消防署予防課が所管する。 2 女性防火団体等 現在の豊明市女性防火クラブ、長久手市女性消防クラブ及び長久手市キッズ消防団の事務は、各市役所担当部局に移管する。 ただし、各団体の行事等で消防機関の協力が必要な場合は、全面的に支援する。 3 少年消防クラブ 各構成市町の少年消防クラブの事務は、広域化後の消防本部予防課が所管し、事業費については新組織において予算化する。 4 救急関係団体 現在の各消防本部が所管している救急関係団体(応急手当普及ボランティア)の事務は、新組織の消防本部消防課が所管する。 なお、東名古屋地区救急業務連絡協議会については、広域化と同時に解散するが、医療機関との連携は継続する。
40	A	—	9月25日	10月4日		補助金・交付金等	広域化前の消防本部で所管する補助金及び交付金のうち、新組織が所管するもの(各危険物安全協会)については、広域化前の金額をもって新組織が引き継ぐこととし、所管しないものについては、各構成市町の担当部局が対応するものとする。 なお、補助金及び交付金は、その効果や社会情勢を踏まえ、毎年見直しを行うものとする。
41	B	3月8日	9月25日	10月4日		消防職員委員会	消防職員委員会の委員の定数は、14人とする。 なお、委員の区分は、次のとおりとする。 (1) 議会議務部局、監査委員事務部局、出納室、総務課、消防課、予防課 2人 (2) 指令課、特別消防隊 2人 (3) 日進消防署 2人 (4) みよし消防署 2人 (5) 東郷消防署 2人 (6) 豊明消防署 2人 (7) 長久手消防署 2人
42	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	執行機関	構成市町が4市1町になることから、組合の執行機関に、管理者1人、副管理者4人及び会計管理者1人を置くこととする。
43	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	情報公開・個人情報保護	現在の尾三消防組合の例に倣い、情報公開・個人情報保護審査会の委員は、5人以内をもって組織する。
44	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	事務分掌	現在の尾三消防本部の組織に関する規則等を基本に、新体制の組織に応じた事務分掌を定める。
45	B	5月22日	9月25日	10月4日		予防業務の事務分掌	尾三消防本部の例を基本に統合する。 なお、豊明市及び長久手市の消防署予防課においては、それぞれの市の消防関係団体(危険物安全協会等)の事務を支援する。 また、組織の拡大により、査察業務、指導業務等の予防部門の強化が必要なことから、各消防署予防課については、増強することが望ましい。
46	B	3月9日	4月24日	7月5日	8月7日	消防業務の事務分掌	現在の尾三消防本部消防署の組織に関する規程を基本とし統合する。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
47	B	7月21日	9月25日	10月4日		救助業務の事務分掌	現在の尾三消防本部の消防署所が所掌する救助業務に関する事務分掌と同様に、新組織の豊明消防署及び長久手消防署においても救助業務を所掌することとする。 また、現在の尾三消防本部消防課が所掌する救助業務の事務分掌は、新組織の消防本部消防課が引き継ぐこととする。
48	B	4月19日	9月25日	10月4日		救急業務の事務分掌	現在の尾三消防本部の救急業務に関する事務分掌を基本に統合する。
49	B	4月13日	4月24日	7月5日	8月7日	通信指令業務の事務分掌	現在の尾三消防本部の組織に関する規則を基本とし統合する。 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会(法定協議会)を解散する。
50	B	3月9日	4月24日	7月5日	8月7日	統計の取扱い	現在の尾三消防組合が行っている統計の所管及び処理の方法を基本に統合する。
51	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	管理者の専決事項	現在の尾三消防組合の管理者において専決処分することを得る事項に基づくものとする。
52	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	決裁	現在の尾三消防組合決裁規程を基本に統合するものとする。
53	B	7月25日	8月4日	8月18日	8月25日	消防同意	尾三消防組合の同意事務等取扱規程を骨格とし、細部について広域化前までに協議統一する。 特殊建築物や大規模建築物等は広域化後の消防本部予防課及び全消防署予防課で審査及び検査する体制を執る。 公平かつ公正な同意事務を行うため、広域化後の独自審査基準を策定していく。 再審制度を継続するが、具体的再審事項の内容について再協議し統一する。
54	B	7月25日	8月4日	8月18日	8月25日	立入検査	尾三消防本部査察規程及び実施要綱を基本として考えるが、査察対象区分について広域化前までに3消防本部で協議し実効性の高いものに改正していく。また、警防課職員が実施する査察区分や進め方についても併せて協議統一していく。 計画的な立入検査を遂行するため、消防支援システムに対象施設の全データを登録し、そのデータ内容を精度の高いものにしていく。
55	B	7月25日	8月4日	8月18日	8月25日	火災原因調査	尾三消防本部警防規程内の指揮支援隊業務に基づく火災調査体制を継続する。また、火災調査業務についても尾三消防本部火災調査規程に準ずる方向で協議統一していく。 人員、車両等の問題があるため、他の分科会と協議していく。 長期的に火災調査担当職員を選任し、高度な知識を兼ね備えた職員の育成計画を構築していく。
56	B	5月22日	9月25日	10月4日		査察違反処理	査察違反処理の業務については、尾三消防本部の例規等に準じて実施する。 また、消防本部予防課に違反処理を専門とする係を置くことが望ましい。
57	B	7月25日	8月4日	8月18日	8月25日	危険物規制	危険物規制に関しての手続き等は消防法及び各政省令で規定されているため、尾三消防組合危険物規制規則を枠組みとして検討を進めるが、規制に関する指導方法は各消防本部でばらつきがあるため広域化後の独自指導審査基準を構築するよう協議統一していく。 消防支援システムに対象施設の全データを登録し、適正に管理する。 危険物関係手数料の収納方法は、尾三消防組合手数料条例に準じて収納する。
58	B	5月22日	9月25日	10月4日		開発行為	開発行為については、各市町の規定によるものとする。 広域化後の開発行為に係る消防施設等の統一基準の策定を目指し、市町担当部局と協議する。
59	B	2月9日	4月24日	7月5日	8月7日	予防) 予防広報車両	予防業務の強化により、広報、指導、査察等の出向機会の増加に対応するため、現有車両を有効活用し、各消防署に2台の予防広報車両を配置することが必要と考える。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
60	B	7月25日	8月4日	8月18日	8月25日	予防)火災予防広報	現状の様々な広報について、類似したものは統合する。また、今後はより効果があると考えられる新規事業について協議していく。防火管理講習については、広域化後現状の回数を継続して開催することを基本とする。担当講師は年間を通じて同一とし、各開催地へ講師を派遣する。
61	B	7月25日	8月4日	8月18日	8月25日	予防)予防啓発事業	住宅防火訪問事業については継続実施していき、詳細については広域化後に協議統一する。各種訓練を通じて普及啓発を行う場合、訓練実施主体が主管課以外の職員にも対応できるよう、警防課員への防災訓練教育や応急手当普及員の育成を図り、増加が予測される訓練指導等に対応できる体制を執ることができるよう協議統一する。
62	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	警防)消防水利台帳の取扱い	尾三消防本部のシステム管理状況に統一することとし、水利管理項目等の精査を行い広域化に向け一元化する。
63	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	警防)啓発事業	住民サービスの質を維持するため、各消防本部で実施されていた啓発事業は継続して実施していき、さらに充実向上できるよう努めるものとする。また、構成市町全てが均一的な事業を行えるよう各市町の現状を把握する。調整項目の「火災予防広報」と「予防啓発事業」との関連もあるため、予防分科会との調整も必要とする。
64	B	7月21日	8月4日	8月18日	8月25日	救助)防災ヘリ	愛知県防災ヘリコプターとの連携については、運航管理要綱により出動要請をするものとし、マニュアルにより統一を図るものとする。
65	B	7月21日	8月4日	8月18日	8月25日	救助)緊急消防援助隊	緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画及び愛知県緊急消防援助隊受援計画に対応したマニュアルにより活動等の統一を図るものとする。
66	B	4月19日	9月25日	10月4日		救急)救急活動の平準化	救急活動は、現在の尾三消防本部を基本に統合することとし、広域化後に平準化を図る。なお、救急救命士の資格(包括・気管挿管・薬剤投与・処置拡大)取得における教育研修の継続及び隊員間における症例検討等の情報共有を行うこととする。
67	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	救急)救急支援	尾三消防組合の現状(警防規程)を基本とし、広域化時に統合。PA出動、先行救急、複数救急、集団救急、高速道路における救急出動に対し、タンク車等が出動する。
68	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	救急)MC体制	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合。尾張東部地区MC事業は現状のとおり。(MC関係の事務は本部消防課で対応)救急業務委託・病院実習に伴う契約は医療機関ごとを実施。西三河地区MC協議会の負担金も現状のとおりとする。
69	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	救急)啓発事業	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合。(講習開催及び内容・講習対応者・ボランティアの活動)
70	B	4月19日	9月25日	10月4日		救急)大規模災害・集団災害	新消防組織における大規模災害、集団災害時の対応は、現在の尾三消防本部の関係要綱に統合することとする。なお、現在、各消防本部が締結している消防相互応援協定等は、新組織が引継ぐこととし応援体制を確立する。
71	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	救急)ドクターヘリの運用	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合。「ドクターヘリ要請」「ランデブーポイント関係機関への電話連絡」は、現状とおりで指令センターで要請及び連絡を実施。通常のドクターヘリ対応事案は着陸ポイントに「消防車両1台」で対応。
72	B	4月19日	9月25日	10月4日		救急)患者搬送事業	現在の尾三消防本部が定める患者搬送事業に関する要領に統合し実施する。なお、広域化前の認定事業所に関する措置(認定の継続、廃止等)については、現在の認定消防本部が処理することとする。
73	B	4月19日	9月25日	10月4日		救急)救命士の配置	広域化時の救急救命士の配置については、現在の各消防本部の救急救命士の数を基準とする。なお、広域化後に、救急隊1隊あたり救急救命士2名の搭乗体制を維持できるように計画的に養成を行う。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
74	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	救急)医療廃棄物の処理	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合。 医療廃棄物廃棄業者、搬送業者と契約し、適切な廃棄処分の実施。
75	B	10月12日	10月31日	11月21日	12月19日	指令)招集方法	広域化による消防力の強化を踏まえた招集基準の統合を図る。職員の召集の方法は、メールによる招集連絡を基本とする。
76	B	1月13日	4月24日	7月5日	8月7日	消防)消防団との連携	現在の尾三消防本部の例を基本とし、消防団の要請は、各市町の消防団条例の規定により各市町において実施することとする。指令課は、各市町の消防団担当部局に対して消防団を要請するために必要な情報を電話、メール等を活用し速やかに情報提供するものとする。消防団の現場活動は、管轄の消防署が対応し情報共有を図ることとする。
77	B	1月11日	1月24日	3月3日	3月30日	給油の方法	尾三消防組合の例に準じて掛け売りとし、各署所において、利便性の高い給油所を指定する。
78	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	全般)高速道路上の出動	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合。(出動体制) ※管轄エリアについては、広域化までに、名古屋瀬戸道路の管轄エリアについて関係機関と調整。
79	B	7月27日	8月4日	8月18日	8月25日	全般)災害時広報	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合。 災害現場等における広報活動は尾三消防組合の現状に準ずる。 職員に対する災害情報メールについても現状のとおりとする。 災害時対策本部を設置し、市町の対策本部と連携する。 ※現在、市民向けに災害情報を発信しているものとして、尾三消防本部では外線電話2回線を使用し提供している。 【検討参考事例】 豊明市消防本部がおこなっている住民向けの災害情報発信「すぐメール」については、導入するにあたり費用が発生するため、広域化後要検討とする。
80	B	3月9日	4月24日	7月5日	8月7日	全般)消防計画	市町村が作成する消防計画については、現在の尾三消防組合では作成されていないが、組合消防としての必要性を含め、広域化時に検討する。
81	B	7月25日	8月4日	8月18日	8月25日	全般)様式の統一	届出申請様式については3消防本部で検討後、広域化後ホームページ等で管理する。 上記以外の様式は尾三消防本部の使用する消防支援システム内の様式をベースに改良を協議し統一していく。 例規にないものを含めた全様式について洗い出しを行って協議統一していく。
82	B	5月22日	9月25日	10月4日		広報	広報については、新消防組合のホームページを活用するとともに、高齢者対策と火災予防を鑑み、構成市町等の広報紙及びホームページを活用し住民に幅広く情報提供を行う。
83	B	7月20日	8月4日	8月18日	8月25日	デジタル無線運用	現行のデジタル無線を活用し、運用方法については統合する。(署活400MHzを含む) 現場活動での無線運用方法について、警防分科会と合同で協議する。 無線呼出し名称については、広域化組織の名称に準じて決定する。
84	B	7月20日	8月4日	8月18日	8月25日	無線整備	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会で整備した無線設備を継続して使用する。 構成市町の消防防災部局の無線設備の平準化を図る。(豊明、長久手市役所へのデジタル無線配備)
85	B	7月20日	8月4日	8月18日	8月25日	電話回線	広域化による組織の集約を考慮し、適正な回線本数とする。
86	B	10月12日	10月31日	11月21日	12月19日	通信指令業務	現在、消防指令センターが共同で行っている業務内容を継続することを基本とする。なお、各消防本部が行っている単独業務(気象情報の公開等)について精査する。
87	B	7月20日	8月4日	8月18日	8月25日	気象観測業務	現行の観測体制(尾三消防本部、豊明市消防本部、長久手市消防本部)を継続する。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
88	B	10月12日	10月31日	11月21日	12月19日	福祉部門との連携	消防指令センターが処理している各市町の福祉サービス(緊急通報サービス、高齢者見守りサービス等)については、現在の連携体制を継続する。
89	B	1月11日	4月27日	7月5日	8月7日	議員報酬	広域化時の議員報酬は、現在の尾三消防組合議会議員の例により、年額45,000円とし、費用弁償については、宿泊料14,800円、日当3,000円、食卓料3,000円とする。なお、日当の支給については、構成市町間で差があるため、広域化後の議会において決定する。
90	B	10月28日	11月9日	11月21日	12月19日	契約事務	広域化による組織規模拡大により契約事務量が増加することから、現尾三消防組合の契約事務の例を基本とし、効果的・効率的な契約事務の執行のため、必要な例規整備及び運用について検討する。
91	B	実施せず	9月25日	10月4日		法律相談・例規整備の支援	法律相談に関する支援については、現在の尾三消防組合の例により顧問弁護士による支援体制を継続する。 例規整備に関する支援については、現在の尾三消防組合の例により例規集システムの借上げ等を継続する。
92	B	—	9月25日	10月4日		職員の階級と職位の引継	豊明市及び長久手市の職員にあっては、新たに組合消防に任用されることとなるので、前歴を考慮し、現尾三消防組合の職制に合わせて、然るべき職名及び階級を付与する。 ただし、他の職員との均衡上、特に調整の必要があると認められる場合は、個別に対応するものとする。 なお、広域化時の職名及び階級については、原則として広域化前の職名及び階級を保障するものとする。
93	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	分限と懲戒	地方公務員法に基づき、現在の尾三消防組合の例を基本に統合するものとする。なお、広域化前の処分履歴については、新組織に引継ぐものとする。
94	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	定年・再任用	現在の尾三消防組合の例により、定年については、地方公務員法第28条の3の規定に基づき、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとし、職員の定年は、年齢60年とする。 再任用については、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前までとする。
95	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	休日休暇制度	現在の尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等を基本に統合するものとする。
96	B	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	休暇残日数の取扱い	休暇残日数の取り扱いについては、現在の尾三消防組合の例に統合することとし、広域化時点で繰り越すことができる休暇残日数については、新組織に繰り越すものとする。
97	B	—	9月25日	10月4日		厚生事業	現在の尾三消防組合共助会に加入する。 豊明市及び長久手市職員の移行方法及び給付事業等の取り扱いについては、広域化までに決定する。
98	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	安全衛生管理	現在の尾三消防組合の例を基本に統合することとする。なお、健康診断等については、現在の尾三消防組合の受診機関に豊明市及び長久手市の受診機関を追加することとする。
99	B	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	共済関係団体への加入	現在、各構成団体に加入している市町村職員共済組合、退職手当組合を継続し、新組織へ引き継ぐものとする。
100	B	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	公務災害補償	新組織の議員及びその他の非常勤職員の公務災害補償制度について、尾三消防組合の例に統合する。 ただし、豊明市及び長久手市の消防団員(非常勤職員)に係る公務災害補償は、市消防団担当部局が所管する。
101	B	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	消防賞じゅつ金	現在の尾三消防組合の例に統合する。 ただし、豊明市及び長久手市の消防団員に関する消防賞じゅつ金は、市消防団担当部局が所管する。
102	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	安全衛生委員会	現在の尾三消防組合の例に準じて統合することとする。 安全衛生委員会に、安全管理者1人、衛生管理者1人を置き、安全衛生推進者・安全衛生委員として各消防署及び出張所に各1人を配置する。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
103	B	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	表彰	尾三消防組合の例に統合することとする。 なお、豊明市、長久手市の職員については、永年勤続年数等、表彰該当条件を引き継ぐものとする。
104	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	任用(再任用)	現在の尾三消防組合職員の再任用に関する条例等を基本とし、任用については面接、作文等の結果を総合的に判断し決定する。 職員の定数、配置及び採用計画と関連があるため、再任用職員配置計画を策定し、再任用制度を有効に活用することとする。
105	B	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	任用(臨時職員)	新組織職員の配置状況により、広域化後、必要に応じて採用することとする。 なお、定員管理の方向性により臨時職員の必要性が左右されるため、調整区分は「広域化後に再編」とします。
106	B	10月31日	11月14日	11月21日	12月19日	生命保険団体契約	現在、尾三消防組合、豊明市及び長久手市で取り扱っている生命保険等については、新組織へ引き継ぐことを基本に調整する。
107	B	10月11日	10月31日	11月21日	12月19日	消防団員	消防団事務については、構成市町が所管することとし、団員の身分及び処遇は継続するものとする。訓練等にあつては各消防署が支援することとし、消防団及び構成市町担当部局と連携を密にする。 豊明市及び長久手市については、消防団事務を市役所防災部局が初めて取り扱うこととなるため、連携を図ることとする。
108	B	10月11日	10月31日	11月21日	12月19日	各種団体	広域化後の関係する各種団体について精査し、負担金額について調整する。また、地域ブロック等の変更、再編等は、各団体事務局と調整し、広域化時に統合する。
109	B	—	9月25日	10月4日		職員給与の調整	使用する給料表は、行政職給料表(一)とし、8級制とする。広域化時の給料は、職責に応じた級に格付けの上、広域化直前に支給されていた各職員の給料月額を基礎として、不利益が生じないよう号給を決定する。決定にあたっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に格付けることを原則とし、平等取扱いの観点から調整が必要な場合は個別に対応する。 なお、豊明市消防職員の給料調整額については、5年間の経過措置を設ける。経過措置は、平成30年3月31日時点の給料額(調整給を含む。)を現給保障額として取り扱うものとし、その費用は、豊明市が負担をする。
110	B	—	9月25日	10月4日		職員手当等	職員手当(特殊勤務手当)については、出勤手当(火災・救急)200円とする。
111	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	旅費	広域化時は、現在の尾三消防組合職員の旅費に関する条例を基本に統合することとし、広域化後は広域化後の組織により調整することとする。
112	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	退職手当	現在の愛知県市町村職員退職手当組合の加入状況を新組織に引き継ぐこととする。
113	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	消防機関等への派遣	広域化後の組織規模に応じて消防機関へ職員を派遣する。 なお、構成市町との人事交流は、豊明市及び長久手市についても行い、実務担当職員の派遣も検討することとする。
114	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	階層別研修	階層ごとの役割に応じた各種能力の向上及び人材の育成を目的に、愛知県市町村振興協会の階層別研修に積極的に参加することとする。 その他の階層別研修については、各構成市町の研修内容と調整を図りながら実施することとする。
115	B	3月8日	4月27日	7月5日	8月7日	資格取得	現在の尾三消防組合の例を基本とし、消防業務上必要な資格の取得については、広域化後の職員、装備の配置状況により予算にて対応する。 予算措置のない資格取得については、取得費用に関する助成金制度を設けることとする。
116	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	制服等の統一	制服等の仕様については、広域化時に統一する。なお、現在貸与されている制服等で引き続き使用できるものは、最小限の改修を行ったうえで、貸与期間満了まで又は一定の猶予期間を設けて継続使用することとする。
117	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	貸与の方法	貸与の方法については、貸与物品の単価、貸与年数及び業務内容により、予算の範囲内で個人の持ち点を定め、必要な物品を支給することとする。

番号	協議 ランク	協議経過				協議・調整項目	検討調整結果
		分科会	専門部会	幹事会	協議会		
118	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	個人装備品の統一	個人装備品のうち、広域化時に仕様が統一できる物品は、統一を図ることとし、その他の物品については、広域化後に統一することとする。
119	B	4月13日	4月24日	7月5日	8月7日	指令システム更新計画	広域化時は必要最小限の範囲で改修した指令システムで対応する。(調書107-29) 広域化後の指令システムの更新計画については、オペレーションソフト(Windows7)のサポート期限終了、国内の119回線(現状は、メタル回線)が光回線に移行することにより故障時の部品調達が困難になることや電子機器の耐用年数等の物理的事情を考慮して検討した結果、平成28年度第4回消防通信指令事務協議会において、平成31年度にデジタル無線基地局移転も含め新指令システムを更新し、平成32年度から運用開始する方向性で決定された。
120	B	10月28日	11月9日	11月21日	12月19日	財務会計システム	現尾三消防組合の財務会計システム(平成31年9月30日までの長期継続契約中)を契約変更し、広域化後も継続使用する。なお、各組織の予算科目を比較し、必要があれば予算科目の調整を行う。
121	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	人事給与システム	現在の尾三消防組合の人事給与システムに、現在の豊明市消防本部及び長久手市消防本部の職員を新たに組み入れることとする。
122	B	1月11日	1月24日	3月3日	3月30日	消防業務システム	各消防本部が、現在使用している消防業務システムを統合する。 なお、現行のシステムの基本的な部分については、各消防本部同一であるが、消防本部ごとに系統及び業務パッケージが分離しているため、それらを統合する。 また、サーバー等の機器を継続使用することとし、改修費用の低廉化を図る。 維持管理の契約については、統合することとする。
123	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	ホームページ	広域化に併せて、新しい消防組合のホームページを作成する。なお、各種申請書のダウンロード等の住民サービスの維持及び各構成市町との情報共有を図ることとする。
124	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	署所間ネットワーク	現在の尾三消防組合のネットワークに豊明市及び長久手市の署所を組み入れて拡張することとする。なお、ネットワークについては、既存の指令系ネットワークに重畳することで構築に係わる経費の削減を図ることとする。
125	B	10月28日	11月9日	11月21日	12月19日	高速道路支弁金	消防広域化による管轄区域の統合に伴い、支弁金算定に用いる係数を見直すこととする。 なお、新組織の歳入(諸収入)として取り扱うこととする。
126	B	1月11日	1月26日	3月3日	3月30日	消防協会事務	広域消防組織における消防協会事務については、消防職員に関する事務のみを所管し、豊明市及び長久手市の消防団に関する消防協会事務については、市役所消防団担当部局が所管することとする。
127	B	10月28日	11月9日	11月21日	12月19日	使用料	行政財産使用料については、現在の尾三消防組合の例を基本とし、広域化時に統一する。 貸付収入(庁舎等賃貸料)については、尾三消防組合のみが長期契約となっていることから、契約方法について広域化後に調整する。なお、新組織の歳入(諸収入)として取り扱うこととする。
128	B	1月23日	2月2日	3月3日	3月30日	手数料	法令に定められた消防関係手数料及び各種証明手数料については、尾三消防組合の例に準じて徴収することとする。